

○路外駐車場配置等基準

基準（案）	（参考）関係法令
<p>○都市再生整備計画 熊本市中心市街地地区 路外駐車場等配置基準（案）</p> <p>（１）出入口を集約した構造とすること（駐車マスから直接出入りするハーモニカ構造の禁止）。</p> <p>（２）自動車の出口及び入口は、道路交通法第４４条各号に掲げる部分に設けないこと。</p> <p>一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p>二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分</p> <p>三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分</p> <p>四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分</p> <p>五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分 <small>（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）</small></p> <p>六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分、</p> <p>（３）横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>（４）幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離さ</p>	<p>○都市再生特別措置法 <small>（特定路外駐車場の設置の届出等）</small></p> <p>第六十二条の九 都市再生整備計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る滞在快適性等向上区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該滞在快適性等向上区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>２ 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>３ 市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な勧告をすることができる。</p> <p>４ 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>

本日の議論を踏まえて検討
 次回委員会で審議予定

れている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

(5) 橋

(6) 縦断勾配が十パーセントを超える道路

(7) 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、出入口をその前面道路のうち歩行者の通行及び車両の通行に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

本日の議論を踏まえて検討

次回委員会で審議予定

(8) 自動車の出口付近の構造は、当該出口から2メートル後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

(9) 自動車の出口及び入口以外の部分から、車両の出入りできない構造とすること。

一 第六十二条の九第一項又は第二項（これらの規定を第百六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。